

伏木富山港長期構想検討委員会設置要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、「伏木富山港長期構想検討委員会」(以下「委員会」という。)の設置について、その組織、運営その他必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、伏木富山港への新たな要請・役割等を踏まえ、今後20～30年先を目標とする長期的視野に立った港湾の将来構想を社会面、経済面、環境面等の様々な観点から検討する。

(組織)

第3条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって構成し、知事が委嘱する。

3 委員に異動があった場合は後任者がその任にあたるものとする。

4 委員の任期は、委員会の目的を達するまでの期間とする。なお、委員会はその目的を達したときに解散する。

(委員長)

第4条 委員長は会議を進行する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を遂行する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は知事が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させることができる。

(幹事会)

第6条 委員会のもとに、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会には幹事長を置き、幹事長は委員長が指名する。

4 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行う。

(委員の代理)

第7条 委員がやむを得ない事由により委員会に出席できないときは、代理の者を当該委員に代わって出席させることができる。

2 職能代表として委嘱の委員には、代理人出席を認める。ただし、職能代表とする委員は、別表1に掲げる学識経験者以外の委員とする。

(幹事の代理)

第8条 職能代表として委嘱の幹事には、代理人出席を認める。

(オブザーバー)

第9条 委員会には、円滑な議事進行を図るため、オブザーバーを置くことができる。

(情報公開)

第10条 委員会には、公開を原則とするが、特定の団体又は個人に関する情報であつて、公にすることにより、当該団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に触れるなど、会議を非公開にすべきであると委員会が認めるときは、非公開とすることができるものとする。また、幹事会は非公開を原則とする。

(事務局)

第11条 委員会には事務局を置くものとし、委員会の運営に関する事務を行う。

2 委員会の事務局は、富山県土木部港湾課が務める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

(附則)

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。